

## 出水市空き家情報登録制度「空き家バンク」の媒介に関する協定書

出水市（以下「甲」という。）と公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、甲が実施する出水市空き家情報登録制度（以下「空き家バンク」という。）について、出水市空き家情報登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号に規定する空き家（以下「空き家」という。）の媒介に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、地方公共団体及び公益法人としての各々の社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、この協定に基づき、空き家に係る売買、賃貸借の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「登録申込者」とは、出水市に存する空き家の所有者等で、当該空き家の売却又は賃貸を希望し、甲に空き家バンク申込みをした者をいう。

2 この協定において「物件登録者」とは、空き家バンクに登録された者をいう。

3 この協定において「利用登録者」とは、居住を目的として空き家の購入又は賃借を希望し、甲に空き家バンク利用登録をした者をいう。

4 この協定において「空き家の媒介」とは、乙に属する宅地建物取引業者（以下「丙」という。）が、登録申込者と利用登録者との空き家の売買、賃貸借等の代理又は媒介を行うことをいう。

（業務執行体制の整備）

第3条 乙は、この協定の業務に関し、次の各号に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

- 1) 社会的信頼の確保と節度ある規律の確立
- 2) 宅地建物取引の信頼性と安全性の確保
- 3) 実効性を高めるための業務執行体制の確立

（媒介に係る協力の依頼）

第4条 甲は、空き家の登録申込みがあったときは、乙に対し空き家の媒介に係る協力を依頼し、又は依頼を中断若しくは終了するときは、出水市空き家バンクの媒介に関する協力（依頼・終了）書（第1号様式）により行うものとする。

（業務協力）

第5条 乙は、前条の依頼があったときは、速やかに媒介業者を募集し、これに応募した所属会員の中から選定し、甲及び丙に出水市空き家バンクの媒介に関する宅地建物取引業者選定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 乙は、媒介業者の募集に当たっては、丙に本協定の趣旨を説明し、丙は協定等の趣旨に同意の上、応募するものとする。

3 丙は、乙からの通知により、要綱第4条第2項に規定する空き家の現地調査に立ち会うものとする。

4 甲は、当該空き家の利用登録者があったときは、丙に出水市空き家バンク利用登録者連絡票（第3号様式）により連絡し、丙は物件登録者及び利用登録者に媒介の意向を確認し、媒介依頼を受けた上で空き家の媒介業務を行うものとする。媒介を開始した場合は速やかに乙に連絡するものとする。

（費用）

第6条 空き家バンクに関して、甲、乙間の対価は一切発生しないものとする。

2 丙は、甲に対し、名目を問わず金品を請求できないものとする。

（ホームページへの掲載）

第7条 甲は、乙から、甲のホームページにおいて乙のホームページへのリンクの申出があった場合は、その申出に応ずるものとする。ただし、乙がこの協定に違反した場合は、甲の当該リンクを削除するものとする。

（個人情報の管理及び目的外利用の禁止）

第8条 乙及び丙は、この協定により知り得た個人情報について責任をもって管理し、この協定の目的以外に利用してはならない。

（媒介に係る結果等の報告）

第9条 丙は、契約成立又は不成立の日から起算して1か月以内に出水市空き家バンクの媒介に関する結果報告書（第4号様式）により媒介結果を甲及び乙に報告するものとする。

（媒介の報酬）

第10条 空き家の媒介等に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定による国土交通大臣が定めた報酬の額以内の額とする。

（苦情又は紛争の処理）

第11条 この協定に基づく業務に関して、苦情又は紛争が発生した場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

（協定の解除）

第12条 甲又は乙は、この協定に違反したときは、催告しないで協定を解除できるものとする。

2 前項の規定により協定が解除され、乙及び丙に損害が発生した場合においても、甲はその賠償の責を負わない。

（事務の処理）

第13条 甲又は乙は、事務の諸手続きを円滑に処理するため、それぞれ事務取扱責任者を置くことができる。この場合において、甲又は乙は、書面により通知するものとする。

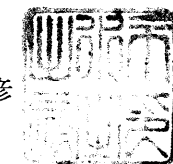
（その他）

第14条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年10月5日

甲 出水市緑町1番3号  
出水市長 渋谷 俊彦



乙 鹿児島市上之園町24番地4  
公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会  
会長 吉田 稔



## 出水市空き家情報登録制度「空き家バンク」の媒介に関する協定書

出水市（以下「甲」という。）と公益社団法人全日本不動産協会鹿児島県本部（以下「乙」という。）とは、甲が実施する出水市空き家情報登録制度（以下「空き家バンク」という。）について、出水市空き家情報登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号に規定する空き家（以下「空き家」という。）の媒介に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、地方公共団体及び公益法人としての各々の社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、この協定に基づき、空き家に係る売買、賃貸借の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「登録申込者」とは、出水市に存する空き家の所有者等で、当該空き家の売却又は賃貸を希望し、甲に空き家バンク申込みをした者をいう。

2 この協定において「物件登録者」とは、空き家バンクに登録された者をいう。

3 この協定において「利用登録者」とは、居住を目的として空き家の購入又は賃貸を希望し、甲に空き家バンク利用登録をした者をいう。

4 この協定において「空き家の媒介」とは、乙に属する宅地建物取引業者（以下「丙」という。）が、登録申込者と利用登録者との空き家の売買、賃貸借等の代理又は媒介を行うことをいう。

（業務執行体制の整備）

第3条 乙は、この協定の業務に関し、次の各号に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

- (1) 社会的信頼の確保と節度ある規律の確立
- (2) 宅地建物取引の信頼性と安全性の確保
- (3) 実効性を高めるための業務執行体制の確立

（媒介に係る協力の依頼）

第4条 甲は、空き家の登録申込みがあったときは、乙に対し空き家の媒介に係る協力を依頼し、又は依頼を中断若しくは終了するときは、出水市空き家バンクの媒介に関する協力（依頼・終了）書（第1号様式）により行うものとする。

（業務協力）

第5条 乙は、前条の依頼があったときは、速やかに媒介業者を募集し、これに応募した所属会員の中から選定し、甲及び丙に出水市空き家バンクの媒介に関する宅地建物取引業者選定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 乙は、媒介業者の募集に当たっては、丙に本協定の趣旨を説明し、丙は協定等の趣旨に同意の上、応募するものとする。

3 丙は、乙からの通知により、要綱第4条第2項に規定する空き家の現地調査に立ち会うものとする。

4 甲は、当該空き家の利用登録者があったときは、丙に出水市空き家バンク利用登録者連絡票（第3号様式）により連絡し、丙は物件登録者及び利用登録者に媒介の意向を確認し、媒介依頼を受けた上で空き家の媒介業務を行うものとする。媒介を開始した場合は速やかに乙に連絡するものとする。

（費用）

第6条 空き家バンクに関して、甲、乙間の対価は一切発生しないものとする。

2 丙は、甲に対し、名目を問わず金品を請求できないものとする。

（ホームページへの掲載）

第7条 甲は、乙から、甲のホームページにおいて乙のホームページへのリンクの申出があった場合は、その申出に応ずるものとする。ただし、乙がこの協定に違反した場合は、甲の当該リンクを削除するものとする。

（個人情報の管理及び目的外利用の禁止）

第8条 乙及び丙は、この協定により知り得た個人情報について責任をもって管理し、この協定の目的以外に利用してはならない。

（媒介に係る結果等の報告）

第9条 丙は、契約成立又は不成立の日から起算して1か月以内に出水市空き家バンクの媒介に関する結果報告書（第4号様式）により媒介結果を甲及び乙に報告するものとする。

（媒介の報酬）

第10条 空き家の媒介等に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定による国土交通大臣が定めた報酬の額以内の額とする。

（苦情又は紛争の処理）

第11条 この協定に基づく業務に関して、苦情又は紛争が発生した場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

（協定の解除）

第12条 甲又は乙は、この協定に違反したときは、催告しないで協定を解除できるものとする。

2 前項の規定により協定が解除され、乙及び丙に損害が発生した場合においても、甲はその賠償の責を負わない。

（事務の処理）

第13条 甲又は乙は、事務の諸手続きを円滑に処理するため、それぞれ事務取扱責任者を置くことができる。この場合において、甲又は乙は、書面により通知するものとする。

（その他）

第14条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年10月5日

甲 出水市緑町1番3号  
出水市長 渋谷俊彦



乙 鹿児島市真砂町34番8号  
公益社団法人全日本不動産協会鹿児島県本部  
本部長 福山修

